

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市民病院は、医業未収金回収に係る業務委託事業者の選定を行う。

この実施要領は、未収金回収業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

※留意事項

令和4年第1回岐阜市議会定例会において、本事業に係る令和4年度岐阜市病院事業会計予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、その損害について一切負担しません。

2 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託

(2) 業務の内容

「岐阜市民病院医業未収金回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 委託する債権の概要

(1) 診療費及び室料等（私債権）の医業未収金

令和4年度 委託予定人数及び金額：300人 18,000,000円（見込）

※過去の委託実績：令和元年度 441人 22,097,013円

令和2年度 335人 18,722,819円

(2) 提供する債権情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、連帯保証人情報（※取得している場合 氏名、住所、電話番号）、診療日、入院・外来区分、未収額の情報を提供予定

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 申請書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措

- 置要領(昭和 62 年 3 月 27 日決裁)の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (4) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)の規定による弁護士又は弁護士法人であり、同法第 57 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
 - (5) 公告日前 2 年間に許可病床 500 床以上の公的病院での未収金回収業務の受託実績を有すること。
 - (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5 選考方法

プロポーザル審査委員会において上記 4 の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、評価し、受託候補者の選定を行う。

6 企画提案等

(1) 企画提案項目

- ① 仕様書及び評価項目に沿った具体的な内容の提案を行うこと。
- ② その他、アピール等、追加事項

(2) 留意事項

- ① 企画提案書には提案者を識別でき得る情報(法人名、ロゴ等)を含んではならない。
- ② 企画提案書は、1 者につき 1 提案とする。
- ③ 企画提案書には絵や図面、フロー等を添付するなどし、提案内容を判りやすくすること。

7 提出書類等

(1) 提出書類

- ①参加表明書(様式 1)
- ②暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書(様式 2)
- ③企画提案書(原則として A4 版とする。任意様式)
- ④委託費(成功報酬料率)見積書(様式 3)
- ⑤業務受託実績(参加資格(5)の実績がわかるもの。1 病院の契約書の写し等。)
- ⑥弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類(写し可)
- ⑦会社概要等がわかるもの(パンフレット・決算書等。任意様式)

(2) 提出部数

全て A4 版で、正本、副本それぞれ 1 部提出すること。

(なお、③企画提案書及びパンフレット等 A4 版にできないものは、10 部提出)

※副本については、すべて片面印刷(白黒、裏面白紙)であること。また、ステープル止め、穴あけ、インデックス、索引等をしないこと。

(3) 提出期間及び受付時間

①提出期間

令和 4 年 1 月 14 日(金)から令和 4 年 1 月 28 日(金)まで

(ただし、岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第 45 号)に規定する本市の休日を除く。)

②受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書及び企画提案書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式 4)を上記提出期限までに提出すること。

(4) 提出場所

〒500-8513 岐阜市鹿島町 7-1 岐阜市民病院 医事課

(5) 提出方法

書類等を上記提出場所まで持参もしくは簡易書留にて郵送すること。電子メール及びファックスでの提出は認めないので注意すること。なお、郵送の場合は 1 月 28 日の午後 5 時 15 分までに必着。

※参加表明書等の必要書類は、岐阜市民病院のホームページ(<http://gmhosp.jp/>)で入手すること。

8 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の提出期間終了後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(2) 提出されたすべての企画提案書等は、返却しない。

- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出されたすべての企画提案書等((3)の複製を含む。)は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年 6 月 20 日条例第 28 号）に基づき、公開請求により公開する場合がある。

9 質問及び回答

質問がある場合は、質問票（様式 5）を提出すること。

(1) 質問方法

所定の質問票により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：b-iji@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問票提出期限

令和 4 年 1 月 18 日(火) 午後 5 時 15 分まで

(3) 質問の回答方法

質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形でホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答予定日

令和 4 年 1 月 25 日(火)

10 審査の方法

「岐阜市民病院医業未収金回収業務委託事業者選定審査委員会」で、企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、評価基準に基づき最優秀者 1 者を選定する。ただし、審査により次点の者を優秀者として選定する場合がある。

なお、参加事業者が 4 者を超える場合には、一次審査として書類審査を行い、4 者を二次審査実施対象者として選定しプレゼンテーションによる審査を実施する。
※審査の過程で、企画提案書等の内容につき市から質問することがある。

11 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、令和 4 年 2 月 15 日(火)に実施予定である。

なお、日時、場所、留意事項等については、プレゼンテーション審査参加者に令和 4 年 2 月 8 日(火)までに電子メールで通知する。

1 2 審査の基準

(1) 基本的な考え方

評価に当たっては、岐阜市民病院医業未収金回収業務委託事業者選定審査委員会において、評価項目ごとに採点し、合計得点を算出する。選定に当たっては、総合得点(※1)の最も高い事業者を最優秀者として、契約交渉を実施する。ただし、最優秀者と契約をしない場合、次点の者と契約する場合がある。

※1 総合得点とは、各審査委員の合計評点を合算して得た数値を審査の対象となった審査委員数で除した平均の数値とする。

(2) 評価項目

評価項目	提案書記載内容
① 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none">・病院未収金の特性に応じた取組方針・法令遵守、個人情報保護、セキュリティ対策のための具体的方策等
② 組織・実施体制	<ul style="list-style-type: none">・具体的な業務フロー、実施スケジュール等・業務を遂行するための組織・人員体制 (本業務に従事可能な弁護士の数及び従業員の数)・責任者と各業務担当者との役割分担や指揮命令系統、市との連絡体制等・業務を実施する場所(業務実施場所の写真等)、設備環境(使用する電話及びパソコンの台数等)について
③ 業務実施方法	<ul style="list-style-type: none">・文書催告及び電話催告の方法や手順等・納付相談に対する対応方法や手順等・集金及び入金の方法や手順等(確認体制・資金の管理方法・早期公金化)・市への定期報告、随時報告、トラブル発生時の報告等、具体的な実施方法・回収不能と判断する基準・債務者からの問合せ、クレーム等に対する具体的な対応方法
④ 福祉的配慮	<ul style="list-style-type: none">・多重債務者・生活困窮者等、債務者の状況を把握するための具体的手法・生活再建等を行うための具体的な助言や支援の対応策等
⑤ 委託費	<ul style="list-style-type: none">・成功報酬額(成功報酬率)

1 3 審査結果の通知

審査結果は、審査実施後、速やかに参加者全員に文書で通知する。ただし、評点を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け付けない。

1 4 事業者選定に係る日程

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 募集の告示 | 令和4年1月14日(金)から1月28日(金)まで |
| (2) 質問受付 | 令和4年1月14日(金)から1月18日(火)まで |
| (3) 質問回答 | 令和4年1月25日(火) |
| (4) 必要書類の提出期限 | 令和4年1月28日(金) |
| (5) 審査及び決定 | 令和4年2月15日(火) |
| (6) 審査結果通知発送 | 令和4年2月25日(金) |
| (7) 契約締結 | 令和4年3月下旬 |

※日程については、岐阜市の都合で変更する場合があります。

1 5 事務局

〒500-8513 岐阜市鹿島町7-1 岐阜市民病院 医事課 担当 石山
Tel058-251-1101(内4404)
電子メールアドレス : b-iji@city.gifu.gifu.jp

1 6 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。
- (3) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象として当院の内部手続を経た上で決定されるので、事業者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (4) 本件プロポーザルを公告した以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた企画提案者は、失格とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。
- (6) 本業務は、債務者等との長期継続的な関係性に基づいて実施される業務であることから、次年度以降も契約を更新する場合がある。